

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第85号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年6月17日（月） 05時55分ごろ
発生場所	富山県伏木富山港外港 富山県射水市所在の新湊東防波堤灯台から真方位088°3,160m 付近 （概位 北緯36°47.1′ 東経137°09.3′）
事故等調査の経過	平成25年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{けいきゅう} 恵久丸、4.52トン TY3-3434（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ^{こんた ツー} 紺太丸Ⅱ、2.1トン 244-21309富山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首端及び右舷船首外板に擦過傷 B 船外機が破損、船尾トランサムに亀裂
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、刺網漁業の操業を終えて射水市新湊漁港へ帰航中、船長Aが、操舵室で立って手動操舵によって操船に当たり、体調が余り良くないと感じながら、伏木富山港外港を南南西進していたところ、平成25年6月17日05時55分ごろB船と衝突した。 船長Aは、漁場を発進する際に周囲を見渡したが、周囲に航行の支障となる他船を見掛けず、南南西進中も航行方向に他船を認めなかった。 船長Aは、本事故の発生について、所属する漁業協同組合の担当者に電話連絡を行った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、射水市のマリーナを出航し、伏木富山港外港の新湊東防波堤灯台から真方位088°3,160m付近で船首を南西方に向けて投錨を行い、船尾方を向いて操縦席に腰を掛け、釣りの準備を行っていたとき、ふと顔を上げた際、B船の船尾へ向かって来るA船を認めた。 船長Bは、以前、錨泊して釣り中、B船の近くを通過する漁船を認めていたので、今回も同じように通過するものと思ってA船の動向を

	<p>見ていたところ、A船がB船の約50mに接近したので、立ち上がって手を振り、大声で叫んで避航を促したが、更に接近したので、危険を感じて海へ飛び込もうと思い、操舵室の右舷側を通して船首方へ移動している途中で衝撃を感じ、船首甲板上に転倒した。</p> <p>船長Bは、起き上がって船尾へ移動したところ、海面に油が浮いていること、及び船外機が破損していることを認め、自力航行できないと判断し、05時58分ごろ友人に電話を掛けてマリナーまでのえい航を依頼したが、船長Aの申出により、B船は、A船にえい航されて出航したマリナーに帰った。</p> <p>船長Bは、その後、自宅近くの病院で診察を受け、頭部及び右大腿打撲と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、伏木富山港外港を新湊漁港に向けて南南西進中、船長AがB船に気付かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伏木富山港外港で錨泊中、船長Bが、B船の船尾へ向かって来るA船を認め、しばらく動向を見ていたが、B船を避ける様子がなく、約50mに接近したので、立ち上がって手を振り、声を出して注意喚起を行ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、伏木富山港外港において、A船が南南西進中、B船が錨泊中、船長AがB船に気付かなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、周囲の見張りを適切に行うこと。